

がん治療のため必要になった 医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費を補助します

長岡市は、がん患者が治療により必要となった補整具を購入した場合に、購入費の一部を補助し、治療と社会参加等の両立を支援します。

■申請受付期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※令和4年4月1日以降に購入した医療用補整具が補助対象になります。

■補助対象者

次の全ての要件を満たす方が対象になります。

- 長岡市内に住所を有する方
- がんと診断され、かつ、その治療を受けた方又は現に受けている方
- がん治療に起因する脱毛又は乳房の切除に伴い、補整具が必要である方又は必要となることが想定される方
- 補整具の購入に関して、国やほかの自治体から補助金等の交付を受けていない方



■補助対象となる補整具

医療用ウィッグ	がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用する医療用のもの（毛付き帽子、医療用帽子、装着時に皮膚を保護するネットを含む）。
乳房補整具	外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補正下着（下着とともに使用するパッドを含む）又は人工乳房（乳房再建手術等によって体内に埋め込まれたものを除く）のいずれかとする。

※ 令和4年4月1日以降に購入した上記の医療用補整具が対象になります。

【補助対象外】シャンプーやヘアブラシ等のケア用品、送料、手数料など

■補助額

全ての補整具の購入費の2分の1（補助額は千円未満切り捨て）

上限2万円

■補助回数

補助対象者1人につき1回

※過去に補助を受けた方は対象外になります。

裏面もご覧ください

ホームページは
こちら



■申請に必要な書類

- 長岡市がん患者医療用補整具購入費補助金交付申請書兼実績報告書
- 長岡市がん患者医療用補整具購入費補助金交付請求書
申請書・請求書は、ホームページからダウンロードできます。
- がんの治療をしたこと及びがんの治療による脱毛や乳房切除を証明する書類（写し）
化学療法の説明・同意書、治療方針計画書、領収書等をご提出ください。
 - ・医療用ウィッグの場合、病名と治療による脱毛（抗がん剤名）が確認できる書類が必要です。
 - ・乳房補整具の場合、病名と乳房切除したことがわかる書類が必要です。
- 医療用補整具の購入に係る領収書（写し）
領収書には下記の①～⑤の記載が必要です。
 - ①宛名（申請者の氏名） ②補整具名 ③購入日 ④購入金額
 - ⑤領収書の発行者の名称と住所
- 商品カタログ等購入した補整具が確認できるもの
- 振込先口座の通帳の写し

【窓口で申請する場合】

上記のとおり申請に必要な書類と、印鑑、本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）を持参してください。

■申請方法

窓口での申請と郵送での申請ができます。

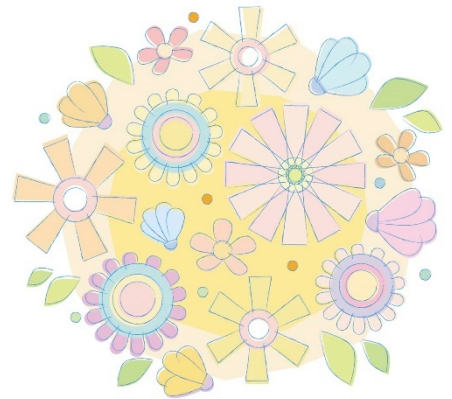
【窓口での申請】

申請に必要な書類を保健医療課窓口で記入・提出

【郵送での申請】

申請書類を揃えて、郵送にて提出

※不備がある場合、電話にて連絡いたしますので、日中繋がりやすいお電話番号をご記入ください。



問い合わせ・申請先

長岡市福祉保健部保健医療課 【TEL】 0258-39-2383

〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ6階

◎受付時間：平日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分まで